

業務説明書

1 件 名

杉並区荻窪のまち歩きイベント企画運営業務委託

2 履行期間

令和 6 年 9 月初旬から令和 7 年 2 月 21 日（金）

※本業務は、杉並区が国の交付金（社会資本整備総合交付金）を受けて実施します。区が交付決定（令和 6 年 8 月下旬予定）を受けた後に、本業務の契約の締結を行います。

3 履行場所

荻窪駅周辺

4 目 的

区では、「荻窪駅周辺まちづくり方針（平成29年4月）」を策定し、まちの目標の一つに、「歴史文化の薫り漂う、住んでよし、訪れてよしのまち」を掲げ、歴史的・文化的資源を生かした観光まちづくりを推進している。また、地域の魅力を高め、住む人、訪れる人、誰もが親しめるようにするとともに、その魅力を効果的にわかりやすく区内外へ伝える情報発信力を強化するなど、地域の魅力発信に取り組むこととしている。

本イベントを通じて、主に荻窪地域や杉並区で暮らす若い世代を含めた広い世代が、荻窪三庭園（大田黒公園・角川庭園・荻外荘公園）をはじめとする荻窪駅周辺に点在する歴史的・文化的資源等の持つ新たな魅力を発見し、「荻窪」への愛着や誇りに思う気持ちを深めることを目的としている。さらに、イベントを通じて発見された「荻窪」の新たな魅力が発信され、「荻窪」を知らない人にも広く周知されることに期待している。

5 イベント内容等に関する要件

イベント内容等に関する要件は、以下の表のとおりとする。

項目	要件
イベント参加者	高校生以上の者（区外在住者を含む。）とし、中学生以下の者は保護者同伴での参加を原則とする。
イベント開催期間	複数日（1週間から1か月程度）の期間を想定すること。期間中、メインイベントは1日（おおむね半日程度）以上開催すること。 ※メインイベントの開催予定日は令和6年12月21日（土）とする。なお、メインイベントを複数日開催する場合は、令和6年12月21日（土）を含めた複数日とすること。
イベントターゲット	次の者を集客できるように意識すること。 ・20歳から40歳の者 ・①荻窪地域、②杉並区内、③杉並区外の順でそれぞれのエリアに暮らす者

6 業務内容

(1) 業務計画の作成

本業務の実施に先立ち、業務計画書を作成し、区担当者の確認を受けること。

(2) イベント企画書（案）の作成

区担当者と協議の上、イベント企画書（案）を作成すること。イベント企画書（案）の内容は、以下の表の内容を参考に作成すること。なお、イベント企画書（案）は、業務の経過に合わせて適時修正をしていくものとする。

内容	備考
イベント名称	
イベントの目的・狙い	
イベント内容・スキーム	
イベント実施効果	
イベント実施範囲	
イベント周知計画	
イベント実施に係るリスク対策	
イベントで使用する印刷物等のデザイン案	※イベントの実施に必要な印刷物等がある場合
イベント会場等設営案	※イベントで施設等を使用する場合
出演者の提案等案	※イベントで出演者等がいる場合
その他業務の実施に必要な事項	

(3) イベント準備詳細スケジュール等計画書の作成

「(2) イベント企画書（案）の作成」を踏まえたイベント準備詳細スケジュール等計画書を作成すること。なお、イベント準備に当たり、区が行うことを想定している作業がある場合は、受託者の作業と区の作業が一目でわかるようにし、役割分担ができるようなものにする。

(4) イベント準備

「(2) イベント企画書（案）の作成」を踏まえ、イベント実施に必要な準備を行うこと。

(5) イベント開催事前周知

イベント開催の事前周知に必要な以下のことを行うこと。

- ① イベント参加者を募集するための広告（案）（A4～A3サイズ 1ページ程度を想定）データを作成すること。
- ② 自社でSNS等を運用している場合は、活用できるかを検討した上で、区担当者と

協議の上、イベント開催の事前周知等に活用すること。

③その他区担当者と協議の上、必要なこと。

(6) イベント当日の進行管理・イベント運営補助

イベント当日の進行管理を行うこと。区が行うイベント運営を補助すること。

(7) イベント実施後のフォローアップ

区担当者と協議の上、イベント実施後に以下の業務を行うこと。

①イベントの実施報告書（以下「実施報告書」という。）を作成すること。

②実施報告書に基づいた、区ホームページ掲載用のイベントレポートを作成すること。

③区は、イベント開催後にイベントの様子や成果を基にした展示会等（例：パネル展）を検討している。その実施に必要な企画・設計案の作成、使用するパネル等のデータ作成等を行うこと。

※パネルの作製や会場の設営等は原則として区が行うものとする。

④自社でSNS等を運用している場合は、活用できるかを検討した上で、区担当者と協議の上、イベント実施後のフォローアップ等に活用すること。

(8) 報告書の作成

本業務の経過を整理し、報告書にまとめること。

7 その他特記事項

(1) イベント実施に際し必要な費用（例：出演者への謝礼やイベント参加者にかかる保険等）は、本契約内の業務として支払いをすること。

(2) 本業務の実施にあたっては、参加者等に係る個人情報を受託者が取り扱いしない仕組みとすること。

(3) イベント実施に係る簡易的な会場設営や受付等の運営に係る軽微な作業部分は区職員で行うことができるものとする。

(4) イベント実施に際し、道路使用許可基準等、各種法令や制度等について確認をした上で業務を実施すること。

(5) イベント実施に際し受託者が設営したものについては、受託者の責任において管理を行うこと。また、受託者が設営したものの破損等についても受託者が補修・交換を行うこと。

8 成果品の提出

本業務の成果をとりまとめ、以下の成果品を提出すること。

(1) 報告書 1部（A4版ファイル綴じ）

(2) 電子データ 1式（DVD-R 1枚）

(3) その他（区と協議の上、必要と判断したもの）

※成果品の内容について、事前に区担当者の確認を受けること。

※電子データのファイル形式は、AI形式、PDF形式及びその他区が指定する形式とする。

※電子データは納品前に最新状態のウィルス対策ソフトによるチェックを行い、盤面に「件名、受託者名、ウィルス対策ソフト名」を明示すること。

9 提出書類

提出書類は杉並区都市整備部（土木担当）で定める「請負者等提出書類処理基準」に準拠し、以下の書類（Ⅲ-A様式）を各1部提出するものとする。

(1) 着手時

- ① 着手届
- ② 代理人、主任技術者及び業務責任者通知書
- ③ 業務計画書

業務計画書には以下の内容を記載すること。

- ・業務概要
- ・業務スケジュール
- ・業務組織・連絡体制
- ・成果品の内容、部数

(2) 完了時

- ① 完了届
- ② 納品書
- ③ 請求書
- ④ 検査請求書

10 支払い方法

履行確認後、請求に基づき1回で支払う。

11 オンライン形式の業務に関する留意事項

履行において、オンライン会議サービス、動画配信サービス等のインターネットを通じて映像・音声の配信を行うサービス（以下「オンライン会議サービス等」という。）を活用した業務を行う場合は、受託者は以下の点に留意すること。

- (1) 活用機材（パソコンなど）には最新のセキュリティソフトを導入する等、業務の機密性に応じたセキュリティ対策を行うこと。
- (2) 通信の暗号化（SSL等）に対応したオンライン会議サービス等を用いること。
- (3) 意図しない映り込みや音声の漏えいを避けるため、執務室など公衆の目に触れない場所で行う等の配慮をすること。
- (4) 録音・録画を行う必要がある場合は、事前にその必要性、用途等を区に対して説明し、承諾を得ること。

1 2 その他

- (1) 受託者は、区担当者と密接に連絡を取り業務を遂行すること。
- (2) 受託者は、必要に応じて区からの打ち合わせの相談に応じること。打ち合わせ場所は、原則、杉並区庁舎内またはオンライン会議とすること。
- (3) 成果品は全て区の所有とし、区の承諾を受けずに、他に公表、貸与、使用等をしてはならない。また、本業務で作成した作成物の著作権、所有権等は区に帰属する。
- (4) 本業務委託の検査後、受託者の責に帰すべき理由により成果品などに不良個所が発見された場合は速やかに訂正、補足、その他の措置を講ずるものとする。
- (5) 区は、「杉並区環境基本計画」に基づき、区の組織が行う事業活動におけるエネルギー管理、環境配慮及び環境保全に関する行動を積極的に実施している。このため、本業務における受託者の業務管理についても、環境への影響の低減に対する受託者及び業務従事者の協力が不可欠であり、地球環境保全に十分な配慮をもって業務にあたるものとする。
- (6) 物品配送等に使用する車両は、原則として低公害車（天然ガス車、九都県市指定・国土交通省指定のガソリン車、LPG車等）とすること。その中でも、低燃費車（自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（平成16年国土交通省告示第61号）に基づき、同要領に定める基準に適合すると判定された車）の使用に努めること。都のディーゼル車規制に適合しない車両は使用しないこと。なお、規制等に適合する自動車であることを確認するため、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。
- (7) 定めのない事項や、疑義が生じた場合については、区担当者と協議すること。

1 3 担当

杉並区 都市整備部 市街地整備課 荻窪まちづくり担当

大林、粕谷

電話：03-3312-2111（内線3382、3384）